

# 札幌市立丘珠中学校いじめ防止基本方針

本基本方針は「札幌市いじめ等のための基本的な方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) 本基本方針は、いじめ問題の解決、早期発見、速やかな対応が可能となる校内教職体制づくりに向けた実効性のあるものにする。
- (2) 本基本方針作成のために、生徒の学習・生活の状況や地域の環境や様子等「学校の実態」を考慮する。
- (3) 日常の教育活動において繰り返し行われるいじめ未然防止の取組を、本基本方針の柱とする。
- (4) いじめは「どの子どもにも起こり得る」「どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る」ことを踏まえ、子どもたちの尊厳が守られ、子どもをいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。
- (5) ささいな兆候であっても見逃さず、早い段階から複数の教職員で組織的に関わり、情報を共有し、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。
- (6) 発見や連絡を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で加害生徒を指導する。
- (7) 学校・家庭・地域・関係機関が相互に協力して、子どもが自己肯定感、有用感を持ち安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整える。
- (8) 学校評価において、本校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置づける。

## 2 いじめの定義・態様

### 【定義】【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ◇ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめは、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないうところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ◇ 「一定の人間関係とは」 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。
- ◇ 「物理的な影響とは」 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

### 【態様】【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

- ・ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) 本校のいじめ防止の対策のための組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係わる全ての取組は、校長の監督の下、行う。校長が不在時の対応については、教頭が責任者である校長に報告し決裁を得る。
- (2) 組織の構成
  - ・管理職・主幹教諭・生徒会指導部生活係・教務主任・養護教諭・学年主任・該当学級担任・スクールカウンセラー（相談支援パートナー、学びのサポーター等も加わることができる）
  - ・スクールソーシャルワーカー・その他関係の教職員
  - ・必要に応じて、・弁護士・医師・警察官経験者・教育学者などの専門家や地域の関係者に参加を要請する。
- (3) いじめ防止対策委員会の定例の会議を月に1回開催する。月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (4) いじめの疑いを把握した場合、速やかに対応するため、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。
- (5) いじめに係わるアンケート実施後にアンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ防止対策委員会の会議を必ず開催する。
- (6) 学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- (7) 組織の役割
  - ・本基本方針に基づく取組を促したり、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - ・生徒や保護者、教職員からのいじめの相談・連絡の窓口となり、報告を受ける。
  - ・事例に係わる情報の収集と記録、共有を行う。
  - ・状況に応じて、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、事実関係の事情聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者や関係機関との連携を行う。
  - ・いじめの問題が発生した場合のみではなく、いじめに結びつきそうな状況を共有するとともに日常的に活動を行う。
  - ・本組織の存在及び活動内容を、生徒・保護者に対して具体的に説明する。

### 4 いじめの未然防止に関する重点的取組

- ◇いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうるという意識を持つ。
- ◇「いじめが起きにくい」「いじめを決して許さない」学校風土、学級風土をつくり出す。
- ◇いじめに向かわない生徒を育て、社会性のある大人へと育む。
- ◇いじめを発見する限界を理解し、未然防止が最大の解決であることを認識し取り組む。

- (1) 「わかる・できる・認められる・楽しい授業」の確立
  - 基礎基本の定着 ○言語活動の充実 ○学び合いの場の設定
- (2) 朝読書
  - 落ち着いた静かな環境での読書の継続
- (3) 道徳教育の充実
  - 非行防止教室等での規範意識、人権尊重意識の指導
- (4) 体験学習の充実<主体的な活動の場・協働の場の設定>
  - 各学年旅行的行事（1年野外学習・2年宿泊学習・3年修学旅行）
  - 珠玉祭 ○総合的な学習（職場体験）
- (5) 情報モラルの徹底
  - 関係機関と連携した啓発活動 ○非行防止教室 ○保護者集会での啓発
- (6) 人間関係を重視した集団づくり
  - いじめを許さない学年学級風土づくり ○所属感、有用感、自己肯定感を育む学年学級経営
- (7) 教育相談の充実
  - 年2回の教育相談週間 ○養護教諭、SC、学び・相談支援パートナーとの連携

- (8) 生徒会が主体となった取組
  - あいさつ運動 ○ユニセフ募金活動
- (9) ボランティア活動
  - 地域清掃活動 ○靴箱清掃活動
- (10) 小中一貫した教育
  - 夏季・冬季休業中の小中相互授業参観 ○PTA3校交流会
  - いじめ基本方針及び日常的な対応における小中の連携
- (11) 教職員の対応力の向上（組織）
  - 複数対応 ○校内研修の充実 ○情報共有の手順及び内容の明確化

## 5 特に配慮が必要な生徒についての対応

- (1) 発達障がいを含む、障がいのある生徒
  - 障がいの特性への理解 ○個別の指導計画を活用した情報共有
  - ニーズや特性を踏まえた適切な指導・支援
- (2) 海外から帰国した生徒・外国人の生徒・国際結婚の保護者をもつ生徒
  - 言語や文化の差からの困難に留意 ○外国人生徒に対する理解の促進
- (3) 性同一性障がいの生徒や性的指向・性自認に係る生徒
  - 教職員への正しい理解の促進 ○必要な対応の周知
- (4) 地震や原発事故の被災生徒
  - 被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感の理解 ○心のケア

## 6 いじめの早期発見・早期対応・再発防止に関する重点的取組

### <早期発見>

- ◇「暴力」を「ケンカ」などと軽視し対応を先送りにしない。
- ◇「いじめ」を「単なるいやがらせ」と軽視し対応を先送りにしない。
- ◇日ごろから生徒理解に努め、生徒の小さな変化にも気づく目を持つ。
- ◇目の前の事象、行動にのみとらわれるのではなく、その背景に目を向ける。

- (1) 生徒理解にたった人間関係の構築
  - 学級担任、教科担任、部活動指導者等様々な立場で生徒と対話ができるように心がける。
  - 生徒の立場に立った人間味ある温かい指導を心がける。
  - 生徒に絶えず声かけを行い、日常の言動、態度、交友関係等に注意を払い、生徒個々や集団の小さな変化を見逃さない。
  - 保護者との連絡を密にする。保護者の話を傾聴し共感する姿勢を忘れず、保護者が学校に相談しやすい体制を心がける。
- (2) 教育相談活動の充実
  - 春と秋に2回教育相談週間を設ける。生徒一人ひとりとしっかり向き合う時間を確保する。
- (3) 校内研修会の実施
  - 生徒指導研修会を年4回実施
  - 8月「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」（市教委）における生徒理解、いじめ対処の研修会の実施
- (4) アンケート調査の実施
  - 学校独自のいじめアンケート調査
  - 1人1台端末のアプリによる調査
  - 11月「悩みやいじめに関するアンケート調査」（市教委）
  - Q-U検査 6月（全学年）、11月（1・2年）
  - 学校評価アンケートの実施

## (5) 多面的な情報の収集

- いじめの実態把握にあたり、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、相談支援パートナー、学びのサポーター等と連携を図る。
- 保健室の利用状況において、背景にいじめがないかを確認する。
- 生徒の遅刻欠席については、必ず保護者と連絡をとり理由を確認する。
- 多くの目で生徒の観察を行い、教職員間の連絡を密にし、全職員で情報を共有する。
- ネットいじめの発見のために、ネットパトロールを活用する。

## <早期対応>

- ◇いじめの認知及び解消については、学級担任などの個人ではなく、いじめ防止対策委員会で判断する
- ◇事実の確認と記録
- ◇被害生徒、加害生徒、周囲の第三者への適切な指導

### (1) 事実確認の迅速化

- 被害者、加害者、関係者（傍観者）から個別に同時に複数で事実を確認する。
- いじめ防止対策委員会で情報を集約し、矛盾がないか確認する。
- どんな場合も緊急事態の意識をもち、委員会への報告を最優先にする。

### (2) 対応体制の確立・対応方針の決定

- いじめ防止対策委員会で事案に応じた具体的な対応方針を決定する。
- いつ、誰が、どのように対応するのかを全教職員に周知。迅速に対応する。
- 被害者の安全や保護を最優先に考える。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### (3) 生徒、保護者の対応

- 被害者、加害者、関係者への具体的な支援・指導は、教職員一人ひとりの役割を明確にし、組織的な対応をする。
- 保護者に対して適切な情報提供を行い、連携・協力を要請する。

## <再発防止>

- ◇被害者…徹底して被害者の立場に立った対応
- ◇加害者…いじめを行った動機や気持ちに目を向けさせ、今後の生活について前向きに取り組ませる意識づくり
- ◇第三者…いじめは周りの態度によって助長されたり、抑止されたりすることに気づかせる指導
- ◇PTAや保護者、地域との信頼関係の構築

### (1) 被害者とその保護者

- 「最後まで絶対に守る」という意思表示
- 被害者の意向を汲み、安心して学校生活を送るための具体的なプランの提案
- 心のケアや登下校、休み時間等の見守りの継続
- 国の方針で定められている、いじめ解消の目安である3ヶ月に至るまでの間、教職員による見守りを実施する。
- 被害生徒および保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

### (2) 加害者とその保護者

- 行為に対し正面から向き合わせ、いじめはいかなる理由があっても許せないことを説諭
- 加害者の心にもストレス負荷がかかっているケースがある場合、ストレスを軽減
- 相手の心の痛みを理解し、今後の行動の改善を促す指導
- 保護者には事実を伝え、協力関係を構築
- 3ヶ月に至るまでの間、学校における状況を保護者と共有し、連携して指導と見守りを行う。

(3) 学級集団、目撃者、傍観者

- いじめは観衆によって加速し、傍観者によって深刻化することを発達段階に応じ指導
- 全教育活動を通じて、思いやりの心や正義感を育成

(4) P T A、保護者、地域

- 必要に応じていじめについて情報等を提供し、家庭や地域と共に見守る連携活動の強化
- P T Aや地域の関係団体が集まる機会に、生徒の状況について共有するとともに、いじめ防止対策の概要を説明し、学校のいじめ防止等の取組について理解を求める。
- 学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組など学校が計画した取組について、保護者や地域と共有し、社会総がかりで取り組む。

(5) いじめの解消の判断は、事案対処後3ヶ月を目途として、被害生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行う。

◇いじめが解消した状態とは

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 7 取組の評価と検証

- (1) 再発防止のために、P D C Aサイクルを定め取組を評価する。その結果を踏まえ、取組が適切に行われたかを検証する。
- (2) 目標とする成果が得られなかった場合は、その原因を分析し取組内容・方法の改善を行う。
- (3) 学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組に関する項目を位置づける。（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）
- (4) 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

## 8 個別の対応状況に関する記録及び引き継ぎについて

- (1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (2) 悩みやいじめに関するアンケート調査の結果は、小学校から中学校に情報を引き継ぎ、定められた期間（3年間）管理する。

## 9 緊急時の対応について

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて教育委員会と連携して対応に当たる。

## 10 インターネット上のいじめの防止

- (1) インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係わる指導を行う。
- (2) 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行う。

## 11 重大事態への対処

◇重大事態とは

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

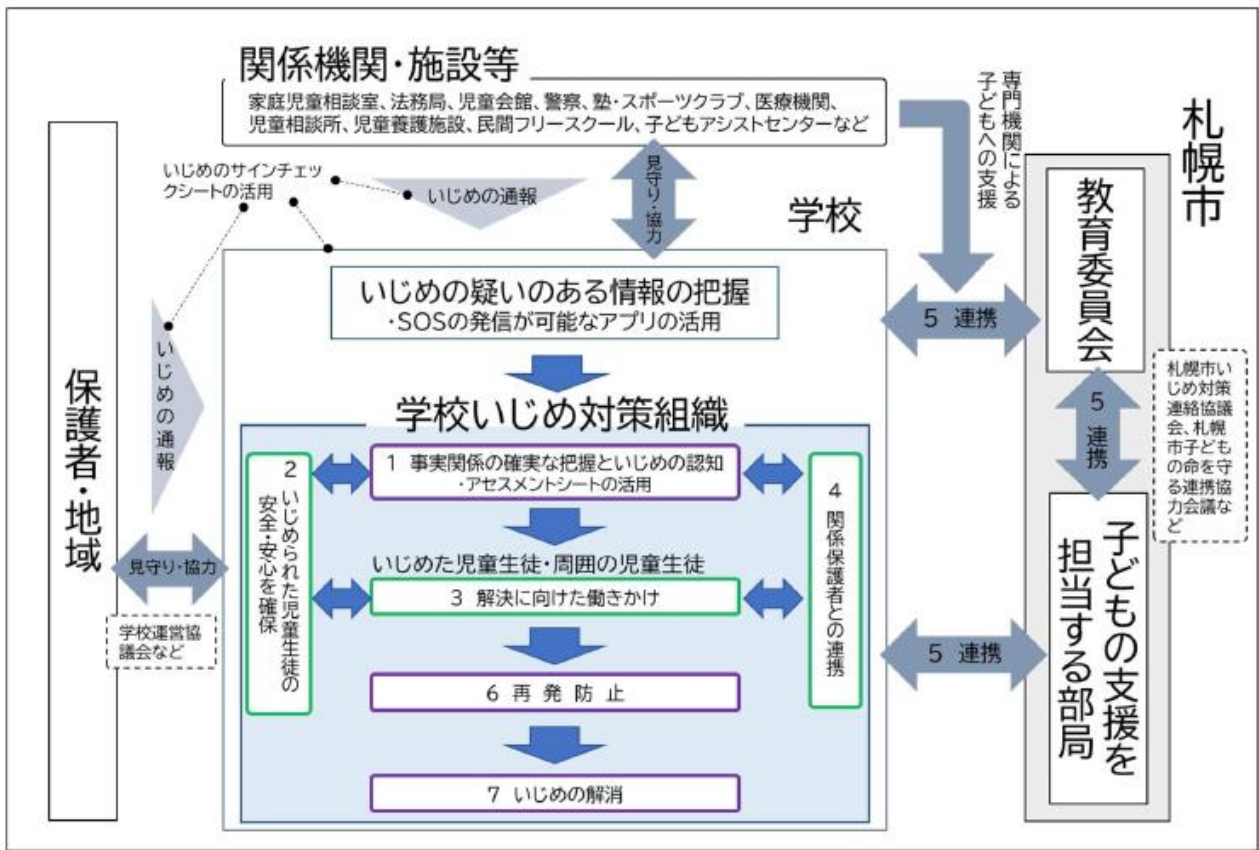
- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には次の様なケースなどが想定される。
  - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
「相当の期間」については、不登校の定義 32 を踏まえ年間 30 日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、次の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を速やかに札幌市教育委員会へ報告する。
- (2) 教育委員会が、発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた生徒または保護者の申立てなどを踏まえ、市立学校と教育委員会とのどちらが調査の主体になるかを総合的かつ慎重に判断する。本校が調査の主体となる場合、当該事案の調査組織に弁護士などの専門家を加える。
- (3) 事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図る。
- (4) 重大事態の調査を行うことは、生徒の以後の生活等に影響を与えることが考えられるため、調査方法について、事前に当該生徒及び保護者に説明する。
- (5) いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合には、迅速に当該生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手する。
- (6) 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめられた生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。

# いじめの防止等の対処マニュアル



## 1 事実関係の確実な把握といじめの認知

- いじめアンケート調査、Q-U検査、教育相談、期末懇談、SOS発信が可能なアプリ、いじめのサインチェックシート、日常の生徒の観察等によっていじめの疑いを把握したら、速やかに学年で共有し、いじめ防止対策委員会（生徒会指導部生活係及び管理職）に報告する。（アンケート調査やQ-U検査の場合集約用 EXCEL ファイルに入力）
- 該当学年を中心に聴き取りを行う教職員の役割を分担し、事実と経過を把握する。
- 関係する全ての生徒に対して聴き取りを行う。（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）
- 聴き取りの際は、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。
- 集約した情報は、5W1Hを明確に整理して、関係する生徒に再確認をする。
- 確認した事実関係に基づいて、いじめ防止対策委員会において、事実関係の確実な把握と、いじめの認知の判断を行い、指導体制について決定する。（全員が揃わなくても出席可能な構成員のみで即時的に会議を開催する。校長不在の場合は、教頭から報告し、決済を得る。）
- いじめの記録は、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、「いじめアセスメントシート」で行う。
- アセスメントシートについては、生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- 他校の生徒との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。
- インターネット上の不適切な書き込み等については、瞬時に多数の者の情報が拡散するという被害の拡大を避けるため、事実関係を記録した上で、直ちに削除の措置をとる。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- 命に係わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行う。

## 2 いじめられた生徒の安全・安心を確保

- いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際に、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なうことがないように配慮する。
- いじめられた生徒の心のケアが重要であることから、養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心配していること、不安に思うことを共感的に聞き取るなどして、心のケアに努める。
- 見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。
- いじめられた生徒に希死念慮が生じるなど、命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応する。

## 3 いじめた生徒等への解決に向けた働きかけ

### (1) いじめた生徒への指導・対応

- いじめたという事実にとどまらず、いじめた生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- いじめを受けた生徒の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- いじめを受けた生徒に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。
- 教育委員会が作成した、再発防止につなげる指導プログラムを活用する。

### (2) 周りの生徒への指導

- いじめられた生徒の心の苦しみを理解させる。
- はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。
- いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組を行い、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 教育委員会が作成した、再発防止につなげる指導プログラムを活用する。

## 4 関係保護者との連携

- いじめられた生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに、把握した事実の概要を迅速に伝え、その後、事実確認を速やかに行う。
- いじめた生徒の保護者には、事実関係を正確に伝え、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめの認知に至らなかった場合においても、保護者と連携し、学校と一体となった指導や支援が可能になるような取組を行う。

## 5 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- 生徒に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかに教育委員会に報告する。
- いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、深刻化しないよう、対応について速やかに教育委員会と協議する。
- 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。
- 塾やスポーツクラブ、児童会館等の学校外でいじめが発生した場合は、可能な限り関係者とも連携を図って対応する。

## 6 再発防止

- 生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- いじめが解決したと思われた後も、生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。



- 再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする。
- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

## 7 いじめの解消

- いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察する。
- 被害生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行う。
- 生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。
- いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行う。

改定 令和6年4月